

第3回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日（金）午後2時から午後2時43分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

3. 出席した農業委員（12人）

会	長	14番	前川正人				
委	員	1番	丹野義基	3番	伊東登		
		5番	唯野哲夫	6番	坂本雄司		
		7番	後藤義昭	8番	三國実加		
		9番	小島良金	10番	佐藤雄一		
		11番	武島竜太	12番	中和田吉彦		
		13番	目黒正一				

4. 欠席した農業委員（1人）

2番 佐畑幸一

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	渡部賢治
事務局農地係長	佐々木国秀
事務局主査	大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 相馬農業振興地域整備計画の変更案について

議案第7号 令和3年度第6号農用地利用集積計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第3回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。

 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第3回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

 本日の欠席の届出は、2番佐畑幸一委員です。遅参の届出はございません。

 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。8月16日、月曜日から9月7日、火曜日まで、市内の農地利用状況調査を実施いたしました。今後、事務局で、遊休農地の所有者に対して意向調査を行います。委員の皆様には、未回答者への訪問活動等をお願いする場合がありますので、よろしく願いいたします。8月21日、土曜日、今年度の遊休農地対策事業として、多くの委員の皆様にご参加をいただき、黒木地区でひまわりの播種事業を実施いたしました。8月27日、金曜日、第3回総会に係る議案を、郵送配布させていただいております。8月30日、月曜日、市議会9月定例会で、前川会長が会長就任のあいさつを行っております。9月3日、金曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。3番伊東登委員、5番唯野哲夫委員、ご両名を指名いたします。

 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。
次に日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項についてを
議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、
(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理につ
いて、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号報告事項について、事務局よりご報告いたします。
(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、1件の
報告がございました。農地転用の許可を受けた事業については、工
事の進捗状況の報告を、許可後3ヶ月後、その後は1年ごとの間、
工事が完了するまで定期的に農業委員会へ提出するものとされて
います。また、提出された工事の進捗状況、完了報告については、
本総会に係る農地法申請の現地調査と併せて、計画どおり工事が
行われているかどうかの現地確認を実施しております。報告の概
要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受
理について、今月、4件の届出を受理いたしました。こちらは、相
続等により、農地を取得した際には、農業委員会へ届出をしなければ
ならないとされております。また、農地を取得後、耕作者へのあ
っせんを農業委員会へ希望するかどうかも併せて確認しているも
のです。今回の届出については、すべて相続による農地の取得とな
っており、いずれも農業委員会によるあっせんの希望等はござい
ません。報告は、以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認
されました。

次に、議案第1号農地法第5条の規定による許可処分の取消し
願についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務
局。

事務局 議案第1号農地法第5条の規定による許可処分の取消し願につ

いて、事務局よりご説明申し上げます。

本件は、令和元年5月14日付けで農地法第5条に基づく許可を受けておりますが、議案書記載の理由により、許可処分の取消し願があったものです。去る令和3年9月3日に、8番委員、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局で、土地の現況や取消しの理由の妥当性等を確認してまいりました。事務局の説明は、以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。8番三國実加委員お願いします。

8 番 議案第1号農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について、ご報告いたします。去る9月3日に、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

現地調査の結果、申請地は、農地改良工事のため一時転用許可を受けていましたが、取消し理由のとおり、農地改良に必要な残土を確保できないことから、許可処分の取消しはやむを得ないと判断いたしました。

以上のことから、許可処分の取消し願は、承認相当であると判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか、ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第5条の規定

による許可処分取消し願については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員お願いします。

10番

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る8月29日に、推進委員と2人で、被設定人の自宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。

また、9月3日には、8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。調査の結果を代表してご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。許可基準第2号、第3号は、議案書に記載のとおり該当ありません。許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第6号借入地の転貸、質入れについては、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりであり、今までも借りて耕作していたので、これからも、地域の調和が損なわれるような問題はございません。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。よって許可相当であると判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第3条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について
を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求め
ます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、事務
局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりで
ございます。事業概要は、一般住宅、駐車場用地を整備するもので
あり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。転用
許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであ
り、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考記載のとおり、
法定外公共物占用許可申請事前協議済みであり、承認見込み、行政
財産使用許可申請事前協議済みであり、承認見込みとなっております。

また、添付書類として、地元水利組合の排水同意書を提出いた
だいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断
いたしました。

続いて2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のと
おりでございます。事業概要は、通路、駐車場用地を整備するもの
であり、工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。転用
許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであ
り、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地及び山林がござ

います。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告をお願いします。担当委員挙手をお願いします。8番三國実加委員をお願いします。

8番 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、1番案件、2番案件について報告いたします。

去る9月3日に、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して、調査結果を報告いたします。

初めに、1番案件について報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を住宅、原野で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の規模の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地のその他の農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討もありましたが、申請地は、実家の前の土地であり、他の場所での事業は困難と判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、2番案件について報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地であります。しかし、この案件は、既存施設の面積を拡張する申請内容であり、不許可の例外事業の、既存施設拡張事業の基準を満たす転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため、該当しませんが、既存施設を拡張することが目的でありますので、代替地の検討は、特に必要がありません。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いた

しました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第4条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可後の事業計画
変更承認申請についてを議題といたします。事務局より、審査内容
等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承
認申請について、事務局よりご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりで
す。当初計画者は、平成30年8月10日付けで、農地法第5条に
基づく転用許可を受けておりますが、今般、議案書記載の理由によ
り、建売住宅(3棟)用地から、建売住宅(2棟)用地に事業計画
の変更、即ち、レイアウトの変更をするものでございます。現地調
査におきまして、議案書記載の(ア)から(ウ)までの事業計画変
更の承認要件を確認してまいりました。事務局の説明は、以上で
す。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙
手願います。8番三國実加委員お願いします。

8 番 議案第4号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について報告いたします。去る9月3日に、9番委員、10番委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して結果を報告いたします。事業計画変更の内容は、レイアウトの変更、建売住宅3棟から2棟への変更であり、転用目的が達成可能である変更承認申請です。事務局から説明があった議案書に記載の事業計画変更の承認要件にある（ア）から（ウ）の内容に基づいて確認したところ、議案書に記載のとおり、3つの要件すべてを満たすものと判断いたしました。以上のことから、事業計画変更承認申請は、承認相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、承認することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請については、承認することに決せられました。

次に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、事業再開準備用地、法面用地を整備

するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無につきましては、申請人所有の宅地、池沼、申請人家族所有の宅地があります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、使用貸借権の設定（30年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、添付書類として、地元水利組合の排水同意書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、賃借権の設定（20年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。⑥併用地の有無については、併用地として原野があり、申請地と併せて賃借予定となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして4番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、賃借権の設定（20年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。⑥併用地の有無については、原野があり、申請地と併せて賃借予定となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして5番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、農家住宅拡張（農機具置場）用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から令和3年10月末日を予定しております。権利の移転、設定の内容は、使用貸借権の設定（20年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無につきましては、宅地があり、申請人は親子関係であり、同意済みでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後6番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、建売分譲住宅（13区画）用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から12ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。申請地は、都市計画法に基づく、第2種中高層住居専用地域に指定されております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無につきましては、宅地、雑種地があり、申請地と併せて売買予定でございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。番号1番から4番について、担当委員挙手願います。9番小島良金委員願います。

9 番 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件から4番案件について報告いたします。去る9月3日に、8番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いました。

初めに、1番案件について。申請人の住所、氏名、そして申請地の所在や転用後の用途等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、住宅造成地区内にあり、近くには基盤整備された農地がありますが、高低差があり、分断されているため、概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は、困難であると判断いたしました。以上のことか

ら、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。許可基準第5号は、該当ありません。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、2番案件について。申請人の住所、氏名、そして申請地の所在や転用後の用途等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、基盤整備農地に接続しており、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地であります。しかし、この案件につきましては、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。許可基準第5号は、該当ありません。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、3番案件について。申請人の住所、氏名、そして申請地の所在や転用後の用途等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を石上字南蛭沢の山林に囲まれた概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は、困難であると判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。許可基準第5号は、該当ありません。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、4番案件について。この案件は、前の3番案件と同一の申請人です。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を石上字南蛭沢の山林に囲まれた概ね10ヘクタール

未満の規模の農地の区域内にある農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は、困難であると判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。許可基準第5号は、該当ありません。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 次に、番号5番から6番について、担当委員举手願います。10番佐藤雄一委員をお願いします。

10番 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について、5番案件、6番案件について報告いたします。去る9月3日、8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表して報告いたします。

5番案件について報告します。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地なので、第1種農地であります。しかし、この案件につきましては、農業用施設を拡張するものです。したがって、不許可の例外事業の農業用施設事業に該当します。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しません。以上のことから、立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、6番案件について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途地域内の第2種中高層住居専用地域内にある農地でありますので、第3種農地のため、立地基準は満たしております。したがって、許可基準第2号は、該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの

対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号相馬農業振興地域整備計画の変更案についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員お願いします。

10番 議案第6号相馬農業振興地域整備計画の変更案について、1番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。去る9月3日、8番委員、9番委員、地区の担当の推進委員、事務局2人とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。調査の結果を代表してご報告いたします。

農用地区域除外の要件である、議案書記載の(1)から(3)の要件の内容に基づいて確認いたしました。(1)について、代替地の検討結果からも、事業計画である自己住宅(分家住宅)を、他の場所で実施する事は困難と判断いたしました。(2)、(3)について、農地転用に伴い、周辺農地の作業効率や利用集積に影響はないと判断いたしました。よって、相馬農業振興地域整備計画の変更案

に同意することが妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。農業振興地域整備計画の変更要件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号から第5号に規定されております。お配りしております、参考資料に、農業振興地域の整備に関する法律第13条の部分抜粋してございます。このうち、農業委員会が確認する要件が第1号から第3号まで、グレーで着色された部分となります。

現在、市農林水産課では、相馬農業振興地域整備計画の変更案について、農業委員会を含め、土地改良区、JAの3団体に諮問しております。3団体から意見聴取後、その意見を踏まえ、市農林水産課と福島県が事前協議及び本協議をし、要件を満たしている場合には、農用地区域の除外決定がなされます。

今後、農用地区域の除外がされた場合には、農地法第5条の農地転用許可申請書が提出される予定となっております。事務局の説明は、以上になります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号相馬農業振興地域整備計画の変更案については、同意することに決せられました。

次に、議案第7号令和3年度第6号農用地利用集積計画について

てを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号2番までの2件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号令和3年度第6号農用地利用集積計画について、番号1番及び2番について事務局よりご説明いたします。

 権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございます。いずれも、農地中間管理機構が、所有者から一旦農地を借り入れ、借り入れた農地を耕作者に転貸するという、農地中間管理機構を通じた借入れ、転貸一括方式による、新規の利用権設定になります。

 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、すべて効率的に利用して耕作を行うと認められるか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号令和3年度第5号農
用地利用集積計画については、決定せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定した
ことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご
異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。

以上をもちまして、第3回相馬市農業委員会総会を閉会といた
します。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会 長 前 川 正 人

議事録署名委員 3 番 伊 東 登

議事録署名委員 5 番 唯 野 哲 夫